

議案第六十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。



昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金

第八条の次に次の一条を加える。

（傷病補償年金）

第八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第一に定める廃疾の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍率を乗じて得た金額を毎年支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表第一に定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

第九条中「別表」を「別表第二」に、「なおつた」を「治つた」に改める。

第十条の見出し中「休業補償及び障害補償」を「休業補償等」に改め、同条第一項中「休業補償」の下に「、傷病補償年金」を加え、同条第二項中「一回につき」の下に「、休業補償を受ける者にあつては、」を、「休業補償を」の下に「、傷病補償年金を受ける者にあつては、傷病補償年金の三百六十五分の十に相当する額の支給を」を加え、「行なわない」を「行わない」に改める。

第十二条第一項第四号中「別表」を「別表第二」に改める。

第十六条中「第二十四条」の次に「、第二十五条」を加える。

附則第五条を次のように改める。

（他の法令による給付との調整）

第五条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額は、当該補償の事由となつた廃疾、身体障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金

たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、
 当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同
 表の上欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金た
 る給付とともに同表の下欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、
 当該年金たる給付とともに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から一を控除した率）を乗
 じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた廃疾、身体障害
 又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年
 金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合に
 は、当該残額）とする。

傷病補償年金	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の 規定による障害年金	〇 七 六
	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五 号）の規定による障害年金	〇 七 六

障害補償年金	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害年金（障害福祉年金を除く。以下この条において同じ。）						〇 八 八
	船員保険法の規定による障害年金						〇 七 六
	厚生年金保険法の規定による障害年金						〇 七 六
	国民年金法の規定による障害年金						〇 八 九
	船員保険法の規定による遺族年金						〇 八 三
	厚生年金保険法の規定による遺族年金						〇 八 三
	国民年金法の規定による母子年金（母子福祉年金を除く。）、準母子年金（準母子福祉年金を除く。）、遺児年金又は寡婦年金						〇 九 一
遺族補償年金							

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を三百六十五で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

船員保険法の規定による障害年金	〇・七六
厚生年金保険法の規定による障害年金	〇・七六
国民年金法の規定による障害年金	〇・八八

別表中「別表」を「別表（第九条関係）」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第八条の二関係）

傷病補償年金			種別
第一級	第二級	第三級	等級
三一三	二七七	二四五	倍數

備考 この表に定める等級に応ずる廃疾に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の別表の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）の前日においてこの条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）

第八条の二第一項の規定が適用されていたならば、同項各号のいずれにも該当することとなる者に対しては、適用日の属する月分から傷病補償年金を支給する。

3 新条例附則第五条第一項の規定は適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について、同条第二項の規定は適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用日前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 適用日の前日において同一の事由につき障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）とこの条例による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第五条第一号及び第二号に定める年金を支給されていた者で、適用日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給される年金たる補償で適用日の属する月分に係るものについて、新条例の規定により算定した額が、旧条例の規定により算定した年金たる補償で適用日の属する月の前月分に係るものの額（以下この項において「旧支給額」という。）に満たないときは、新条例の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前日までの月分の当該年金たる補償の額は、新条例の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

5 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、次の各号に掲げる事由に該当することとなつたときは、これらの事由（以下この項において「年金額の改定事由」という。）に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額になる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、当該旧支給額に、年金額の改定事由が生じた日以後における新条例（附則第五条を除く。）の規定により算定した当該年金たる補償の額を、年金額の改定事由が生じなかつたものとした場合の新条例（附則第五条を除く。）の規定により算定した当該年金たる補償の額で

除して得た率を乗じて得た額に相当する額（その額が年金額の改定事由が生じた日以後における新条例の規定により算定した当該年金たる補償の額に満たないときは、当該新条例の規定により算定した当該年金たる補償の額に相当する額）とする。

一 障害補償年金を受ける者の当該身体障害の程度に変更があつたため、新たに新条例別表第二中の他の等級に該当するに至つた場合に、新たに該当するに至つた等級に應ずる障害補償年金を支給されること。

二 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

三 遺族補償年金を受ける権利を有する要にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が五十歳若しくは五十五歳に達したとき（新条例第十二条第一項第四号に規定する廃疾の状態にあるときを除く。）又は新条例第十二条第一項第四号に規定する廃疾の状態になり、若しくはその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）に該当するに至つたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

四 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合において、同順位者

があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、当該遺族補償年金の支給が停止されたため、又は遺族補償年金の支給を停止された遺族の申請によつて当該遺族補償年金の支給の停止が解除されたため、遺族補償年金の額を改定して支給されること。

6 適用日前に同一の事由につき旧条例の規定による休業補償と旧条例附則第五条第一号及び第二号に定める年金を支給されていた者で、適用日以後も引き続き当該年金の支給を受けるものに対し、同一の事由について支給する新条例の規定による休業補償の額は、新条例の規定により算定した額が適用日の前日に支給すべき事由の生じた旧条例の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新条例の規定にかかわらず、当該旧条例の規定による休業補償の額に相当する額とする。